

承認第8号

専決処分を報告し、承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年11月27日提出

中間市長 松下 俊男

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、和解することについて、次のとおり専決処分する。

1 相手方

[Redacted]

2 事件名

福岡地方裁判所平成26年（フ）第1752号 破産手続開始申立事件

3 事件の概要

- (1) 破産者医療法人社団清涼会が本市に対して診療報酬の不正請求を行ったことに伴い、本市が同法人に対して有する486万2,423円の債権のうち、176万6,083円を自働債権とし、本市が同法人に対して支払う予定であった、176万6,083円の債務を受働債権として相殺を行った際、相手方が相殺額のうち115万2円について相殺の無効を主張したもの
- (2) 平成27年1月8日付け、福岡地方裁判所に対して届け出た破産者医療法人社団清涼会に係る破産債権309万6,340円について、相手方が異議を申し立てたもの

4 和解の内容

- (1) 相手方は、本市が破産者医療法人社団清涼会に対して有する486万2,423円の診療報酬等返還請求権のうち、176万6,083円を自働債権とし、本市が同法人に対して有する176万6,083円の支払債務を受働債権として行った相殺の効力を認める。
- (2) 本市は、平成27年1月8日付けで届け出た本件破産債権309万6,340円のうち、154万8,170円を請求する。

平成27年11月10日

中間市長 松下 俊男

